

参加説明書（公募要領）

1 業務概要

(1) 業務名 沖縄県マリンタウンMICEエリアの形成に向けたPPP導入可能性調査業務

(2) 業務の目的

本業務は、沖縄県与那原町及び西原町内中城湾港マリンタウン地区（以下「マリンタウンMICEエリア」という。）に整備を目指す大型MICE施設及び民間収益施設（宿泊施設、商業施設、娯楽施設等）の整備基本計画、要求水準及び民間資金等を活用した事業スキームの整理に向けた調査検討並びにマリンタウンMICEエリアの活性化等に向けた方策の調査検討を行い、官民対話（マーケットサウンディング）により、その実現可能性を整理することを目的とする。

(3) 業務内容

大型MICE施設の整備及び民間収益施設の併設・活用に係る官民連携事業の検討にあたり、行財政及びMICE分野に加え、金融・法務（官民連携事業スキーム）及び技術（都市計画及び地方計画）分野（以下「官民連携等分野」という。）並びに不動産（事業用不動産の投資・開発・運用）分野（以下「不動産開発分野」という。）の専門知識やノウハウを活用・統合し、各検討段階において必要となる調査の企画及び情報の収集・整理・分析を行うとともに、県に対する助言（情報支援）や補助（官民対話の開催支援等）を行うものとする。

詳細は、別添の仕様書（案）のとおりとする。ただし、本説明書の4の「参加説明書等に対する質問及び回答」及び7の「参加表明者との対話」を踏まえ、8の「提案書の提出要請」の際に仕様書（案）の修正を行うことがある。また、受注者の選定後、当該受注者の提案内容を仕様書に適切に反映させるものとする。

(4) 特定テーマ

本業務において、提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ア マリンタウンMICEエリアと国内外の他のMICEエリアとの差別化に関する着目点について
- イ マリンタウンMICEエリアで成立可能性のある民間収益施設の検討方法について
- ウ 大型MICE施設と民間収益施設の一体開発による収益性の向上に関する着目点について
- エ マリンタウンMICEエリアの魅力・集客力・収益力の維持に関する着目点について
- オ 大型MICE施設の従来需要推計を補強する方法について

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

(6) 業務量の目安 23,000,000円以下（消費税及び地方消費税を含む）

※ 当該金額は予算の上限額であり、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）第138条第1項の規定により定める契約の予定価格ではない。

(7) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

ア 報告書（概要版）：3部

パワーポイント等によりプレゼンテーション用資料として作成すること。

イ 報告書（詳細版）：3部

ウ 上記のデジタル版：1部

(8) 業務の実施形態

ア 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 主たる部分

本業務における「主たる部分」は以下のとおりとする。

(ア) 契約金額の50%を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ 再委託により履行することのできる業務の範囲

(ア) あらかじめ書面による県の承認を得た業務

※ M I C E ・金融 ・法務 ・技術 ・不動産の各分野は、性格をかなり異にすること及びこれらを専門とする職能者も独立して存在することから、受注者の適切な管理のもとで再委託の業務を進めることができ、かつ、全体の委託業務の質の向上にも繋がると認められる場合は、これを承認するものとする。

(イ) 通訳 ・ 翻訳の業務

(ウ) その他、簡易な業務

① 資料や情報の収集 ・ 整理（企画 ・ 分析は除く）

② 複写 ・ 印刷 ・ 製本

③ 原稿 ・ データの入力及び集計

(9) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募し、当該業務に係る実施体制、実施方針、特定テーマに対する提案等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を求め、提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の業務である。

2 参加資格（応募資格）

提案書を提出しようとする者は単独企業体又は共同企業体とし、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 沖縄県の平成31・32年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分「土木関係建設コンサルタント」、登録業種「都市計画及び地方計画」に登録された者。ただし、共同企業体にあつては、構成員のいずれかが満たしていればよいものとする。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

エ 参加表明書の提出期限の最終日から受注者の選定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

オ 参加しようとする者との間（同一の共同企業体に含まれる構成員及び再委託を予定する者との間は除く。）に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 親会社と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他公募の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 参加しようとする者（参加しようとする者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当することのないこと。

(ア) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは本業務の契約を予定する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。

(イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をも

って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(カ) 再委託を予定する者にあたり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知らなから、当該者との契約を予定したと認められる者。

(キ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方として予定していた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、県が参加しようとする者に対して当該契約予定の解除を求めても、これに従わない者。

キ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

ク 当該業務に係る実施体制（官民連携等分野と不動産開発分野のそれぞれに管理者と担当者を配置すること。ただし、両分野の管理者又は両分野の担当者を兼任することができるものとする。）、実施方針、特定テーマに対する提案が適正であること。

ケ 当該業務の見積額が1の(7)の金額以下であること。

(2) 共同企業体の結成にあたっての要件

ア 2者共同企業体とする。

イ 自主結成方式とする。

ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

エ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

オ 構成員のうち、最小の出資者の出資割合は3分の1以上でなければならない。

カ 共同企業体の協定書が、別添の「共同企業体協定書」によるものであること。

3 提案書の特定に関する事項

提案書に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

| 評価項目 | 評価の着目点 | | 評価点 |
|------------------|----------------------|--|---|
| | | 判断基準 | |
| 企業又は共同企業体の経験及び能力 | 官民連携等分野の成果の確実性（業務実績） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去10年間（平成21年度以降）の実績を下記の順位で評価する。 ① 公共が管理する施設と合築・併設した民間収益施設（宿泊施設、商業施設、娯楽施設等）の収益の一部を公共へ還元（地代、運営権対価の支払い等）する官民連携事業に関するコンサルタント又はアドバイザー（以下「コンサルタント等」という。）の業務実績がある。 ② ①以外の官民連携事業に関するコンサルタント等の業務実績がある。 ③ 上記に該当しない。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 業務実績には、公共に対するコンサルタント等の業務の他、当該官民連携事業に応募又は参画した民間事業者に対するコンサルタント等の業務を含む。 ※ 様式に記載する業務実績は1件とし、事業場所、事業規模、事業手法、施設概要、公共への収益還元（公共の収入増・支出減に資する仕組・取組、又は、公共サービス等へ再投資する仕組・取組）、参加者が実施した業務内容について、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載すること。 ※ 1件の業務実績の範囲には、当該事業の各プロセスにおいて関与した業務のすべてを含めるものとする。したがって、国又は地方公共団体等が行う案件形成（調査、計画）、事業者選定（入札・公募、契約）、業績監視（モニタリング）の各プロセス、又は民間事業者の企画提案（コンソーシアム組成、提案書作成、契約）、事業実施（設計、整備、運営）の各プロセスにおいて関与した業務をすべて記載すること。 ※ ①については、業務実績の範囲が2以上のプロセスに該当する場合は3点、1 | <ul style="list-style-type: none"> ① 3 ② 1 ③ 0 |

| | | | | |
|--|--------------------------|---|--|--------------------------|
| | | | のプロセスのみに該当する場合は2点とする。 | |
| 不動産開発分野 | 成果の 確実性 (業務 実績) | ・ 過去10年間（平成21年度以降）の実績を下記の順位で評価する。 ① 大規模（延べ床面積5万㎡以上をいう。以下同じ。）な事業用不動産（宿泊施設、商業施設、娯楽施設に限る。）の開発（投資・運用を含む。以下同じ。）に関するコンサルタント等の業務実績がある。 ② ①以外の大規模な事業用不動産（オフィスビル、物流施設、マンション等）の開発に関するコンサルタント等の業務実績がある。 ③ 上記に該当しない。 ※ 事業用不動産の開発に関するコンサルタント等とは、立地及びマーケットに適した建物の用途、ボリューム、ゾーニング、動線のプランニング並びに誘致ターゲットとなるテナントの検討及び集客力・収益力の維持・向上に向けた戦略に関する業務をいう。 ※ 様式に記載する業務実績は1件とし、事業場所、事業規模、事業手法、施設概要、参加者が実施した業務内容について、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載すること。 ※ ①については、複合施設としての統一したコンセプトやブランドの規定に関する業務を含む場合は3点、含まない場合は2点とする。 | ① 3 ② 1 ③ 0 | |
| 配置 予 定 管 理 者 ・ 担 当 者 の 経 験 及 び 能 力 | 業務執行力 (業務 実績) | 官 民 連 携 等 分 野 | 過去10年間（平成21年度以降）の実績を下記の順位で評価する。 ① 公共が管理する施設と合築・併設した民間収益施設（宿泊施設、商業施設、娯楽施設）の収益の一部を公共へ還元（地代、運営権対価の支払い等）する官民連携事業に関するコンサルタント等業務をマネジメントした実務経験がある。 ② ①以外の官民連携事業に関するコンサルタント等業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①又は②の業務を担当した実務経験がある。 ④ 上記に該当しない。 ※ 様式に記載する実務経験は1件とし、事業場所、事業規模、事業手法、施設概要、配置予定管理者が実施したマネジメント又は担当した業務の内容について、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載すること。 | ① 3 ② 2 ③ 1 ④ 0 |
| | | 不 動 産 開 発 分 野 | ・ 過去10年間（平成21年度以降）の実績を下記の順位で評価する。 ① 大規模な事業用不動産（宿泊施設、商業施設、娯楽施設に限る。）の開発に関するコンサルタント等業務をマネジメントした実務経験がある。 ② ①以外の大規模な事業用不動産（オフィスビル、物流施設、マンション等）の開発に関するコンサルタント等業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①又は②の業務を担当した実務経験がある。 ④ 上記に該当しない。 ※ 様式に記載する実務経験は1件とし、事業場所、事業規模、事業手法、施設概要、配置予定管理者が実施したマネジメント又は担当した業務の内容について、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載すること。 | ① 3 ② 2 ③ 1 ④ 0 |
| 担 当 者 | 業務執行力 (業務 実績) | 官 民 連 携 等 分 野 | ・ 過去10年間（平成21年度以降）の実績を下記の順位で評価する。 ① 公共が管理する施設と合築・併設した民間収益施設（宿泊施設、商業施設、娯楽施設等）の収益の一部を公共へ還元（地代、運営権対価の支払い等）する官民連携事業に関するコンサルタント等業務を担当した実務経験がある。 ② ①以外の官民連携事業に関するコンサルタント等業務を担当した実務経験がある。 ③ 上記に該当しない。 ※ 様式に記載する実務経験は担当者1名の1件のみとし、事業場所、事業 | ① 2 ② 1 ③ 0 |

| | | | |
|---------------------------------|--------------|--|----------------------------------|
| | | 規模、事業手法、施設概要、配置予定担当者が実施した業務の内容について、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載すること。 | |
| | 不動産開発分野 | <p>・過去10年間（平成21年度以降）の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① 大規模な事業用不動産（宿泊施設、商業施設、娯楽施設に限る。）の開発に関するコンサルタント等業務を担当した実務経験がある。</p> <p>② ①以外の大規模な事業用不動産（オフィスビル、物流施設、マンション等）の開発に関するコンサルタント等業務を担当した実務経験がある。</p> <p>③ 上記に該当しない。</p> <p>※ 様式に記載する実務経験は担当者1名の1件のみとし、事業場所、事業規模、事業手法、施設概要、配置予定担当者が実施した業務の内容について、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載すること。</p> | <p>① 2</p> <p>② 1</p> <p>③ 0</p> |
| 実施方針（業務理解度、取組意欲、取組体制、業務上の配慮事項等） | | <p>・業務の背景、目的及び内容の理解度が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。</p> <p>① 優位性が高い、② 優位性がある、③ 優位性がない</p> | <p>① 3</p> <p>② 1</p> <p>③ 0</p> |
| | | <p>・業務への取組体制、チームの特徴、特に重視する業務上の配慮事項等（ただし、特定テーマに対する評価を除く。）について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。</p> <p>① 的確性、独創性、実現性が高い</p> <p>② 的確性、独創性、実現性がある</p> <p>③ 的確性、独創性、実現性がない</p> <p>※ 的確性、独創性、実現性の評価は下段の「特定テーマに対する提案の判断基準」に明示した観点をもって行う。</p> | <p>① 3</p> <p>② 1</p> <p>③ 0</p> |
| 実施手順（業務フロー、工程計画） | | <p>・業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</p> <p>① 優位性が高い、② 優位性がある、③ 優位性がない</p> | <p>① 2</p> <p>② 1</p> <p>③ 0</p> |
| | | <p>・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</p> <p>① 優位性が高い、② 優位性がある、③ 優位性がない</p> | <p>① 2</p> <p>② 1</p> <p>③ 0</p> |
| その他（具体的手法、代替案、重要事項等） | | <p>・仕様書案に示した業務に関する具体的な手法等、有益な代替案や追加項目又は重要事項の指摘がある場合（ただし、特定テーマに対する評価を除く。）に優位に評価する。</p> <p>① 優位性が高い、② 優位性がある、③ 優位性がない</p> | <p>① 2</p> <p>② 1</p> <p>③ 0</p> |
| | | <p>・マーケットの実情を把握した上で、官民対話の円滑な実施に関する提案がある場合に優位に評価する。</p> <p>① 優位性が高い、② 優位性がある、③ 優位性がない</p> | <p>① 2</p> <p>④ 1</p> <p>⑤ 0</p> |
| 特定テーマ | 的確性（テーマ毎に配点） | <p>・以下の観点を踏まえ、提案内容の的確性を総合的に評価する。</p> <p>＞ 環境、地域特性などの与条件との整合性があるか。</p> <p>＞ 必要な内容（方法、着目点）が網羅されているか。</p> <p>＞ 難易度に相応しい提案となっているか。</p> <p>① 的確性が高い、② 的確性がある、③ 的確性がない</p> | <p>① 4</p> <p>② 2</p> <p>③ 0</p> |
| 対する提案 | 独創性（テーマ毎に配点） | <p>・以下の観点を踏まえ、提案内容の独創性を総合的に評価する。</p> <p>＞ 提案内容に独自の考え方や新しいアイデアがあるか。</p> <p>＞ 高度な専門性を持ちながら、異なる分野の知識やノウハウを組み合わせる柔軟性があるか。</p> <p>① 独創性が高い、② 独創性がある、③ 独創性がない</p> | <p>① 5</p> <p>② 2</p> <p>③ 0</p> |
| | 実現性（テーマ毎に配点） | <p>・以下の観点を踏まえ、提案内容の実現性を総合的に評価する。</p> <p>＞ 提案内容に説得力があるか。</p> <p>＞ 提案内容を裏付ける資料や類似実績などが明示されているか。</p> | <p>① 5</p> <p>② 2</p> <p>③ 0</p> |

| | | |
|--|----------------------------|--|
| | ① 実現性が高い、② 実現性がある、③ 実現性がない | |
|--|----------------------------|--|

※ 別添の参考資料のうち、「提案書評価に関する配点票」参照

4 参加説明書等に対する質問及び回答

参加表明書を提出しようとする者は、参加説明書及び附属書類（以下「参加説明書等」という。）について書面により質問をすることができる。ただし、参加資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 提出先

沖縄県文化観光スポーツ部M I C E推進課M I C Eリゾート班

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 8F

担当：又吉 (matayokn@pref.okinawa.lg.jp)

(2) 提出期間、提出方法

ア 期 間 公募開始日から令和元年6月3日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 別添の質問書をメールにより県の担当者に提出すること。

(3) 回答の方法

ア 期 日 令和元年6月5日（水）午後5時

イ 場 所 沖縄県ホームページ (<https://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>) にて掲示

5 県の過年度調査等の資料の閲覧

参加表明書を提出しようとする者は、県の過年度調査等の資料を閲覧することができる。ただし、参加資格が無いと判断する者による資料の閲覧は受け付けない。

(1) 閲覧場所

ア 沖縄県文化観光スポーツ部M I C E推進課

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 8F

担当：又吉 (matayokn@pref.okinawa.lg.jp)、知念 (chinet@pref.okinawa.lg.jp)

TEL：098-866-2077 Fax：098-866-2264

イ 沖縄県東京事務所M I C Eリゾート班

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館3F ※（注意）都道府県会館ではない。

担当：山田 (kokusaikaigil@sage.ocn.ne.jp)

TEL：03-3218-3775 Fax：03-5220-9720

ウ 沖縄県大阪事務所

大阪府北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階

担当：芦谷（あしたに）(ashitnik@pref.okinawa.lg.jp)

TEL：06-6344-6828 Fax：06-6346-1784

(2) 閲覧期間、閲覧方法

ア 期 間 公募開始日から令和元年6月10日（月）まで

イ 受付時間 沖縄県の休日を定める条例（平成4年条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで

ウ 閲覧方法

(ア) 資料を閲覧しようとする場所の県の担当者に事前に連絡し、閲覧の日時及び人数を調整すること。
会場等の都合により、日時及び人数の希望に沿えない場合がある。なお、(1)のイの東京事務所又は(1)のウの大阪事務所の担当者に連絡が取れない場合は、(1)のアのM I C E推進課の担当者へ連絡すること。

(イ) 資料を閲覧する前に、資料を閲覧しようとする者の全員の名刺を県の担当者に提出すること。

(ウ) 資料の複写、撮影は禁止する。

(3) 閲覧資料

ア H23 国際展示場ランドマーク等主要施設検討業務調査委託業務報告書

イ H24 M I C E誘致強化戦略・大型M I C E施設のあり方調査事業報告書

- ウ H25 大型M I C E施設整備と街づくりに向けた基本構想策定事業報告書
- エ H27 沖縄県大型M I C E施設民間活力導入可能性調査報告書
- オ H28 大型M I C E受入環境整備事業アドバイザー業務（基本計画、実施方針、公募）
- カ H28-29 大型M I C E受入環境整備検討業務報告書（まちづくりビジョン等）
- キ H29 沖縄M I C E振興戦略
- ク H29 都市型交流拠点検討業務
- ケ H29 展示会等の県内開催に向けた調査誘致業務報告書
- コ H29-30大型M I C E受入環境整備検討業務報告書（まちづくりデザイン等）
- サ H29-30 大型M I C E施設の需要推計・収支見込みの整理
- シ H29-30 大型M I C E施設整備に伴う受入環境整備の具体的な見込み等についての整理
- ス H30 大型M I C E施設機能等関連整理業務報告書

6 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、2に掲げる参加資格の確認及び提案書の提出要請を得るため、次に従い参加表明書等を提出しなければならない。

(1) 提出先

沖縄県文化観光スポーツ部M I C E推進課M I C Eリゾート班
 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 8F
 担当：又吉
 TEL：098-866-2077

(2) 提出期間、提出方法

- ア 期 間 公募開始日から令和元年6月11日（火）午後5時まで（必着）
- イ 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送等（メール、ファクシミリ等電送は不可。）により原本を提出すること。

(3) 提出書類

- ア 別添の参加表明書
- イ 別添の共同企業体協定書（共同企業体を結成する場合に限る。）
- ウ 参加資格確認書類（沖縄県の平成31・32年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書（業種区分、登録業種は問わない）を提出し、登録された者は提出不要とする。）
 - (ア) 別添の申出書
 - (イ) 商業登記簿謄本の写し
 - (ウ) 税務申告の決算書の写し又は財務諸表（様式任意）※ 直前2期分
 - (エ) 法人事業税の県税納税証明書（直前2期分）（写し可）
 - ※ 県外業者は、沖縄県内に営業所がある場合のみ提出すること。
 - (オ) 国税納税証明書「法人税又は申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」（写し可）
 - ※ e-Tax利用の場合、納税証明データシート（電子データを出力したもの）

7 参加表明者との対話の実施

県は、参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）との十分な意思疎通を図ることによって、本業務の趣旨に対する参加表明者の理解を深め、県の意図と参加表明者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、参加表明者と個別対面方式による対話を行うので、参加表明者はこれに応じなければならない。

(1) 対話実施期間等

- ア 期 間 令和元年6月12日（水）から令和元年6月17日（月）
- イ 場 所 沖縄県庁（現場案内可）、沖縄県東京事務所、沖縄県大阪事務所の3会場で対応することを想定している。
- ウ 詳細日程 参加表明書に記載のあった担当者と調整の上、決定する。

(2) 対話方法

- ア 県から参加表明者に対し、本業務の背景、目的、内容についての説明を行う。
- イ 県から参加表明者に対し、過年度調査の成果のうち、大型MICE施設の需要・収支見込み及び周辺受入環境整備の見込みについての説明を行う。
- ウ 参加表明者からの質問に対し、県が回答する。なお、回答が後日となる場合は、令和元年6月19日（水）までに沖縄県ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>）にて掲示する。

(3) 対話資料の内容、質問回答の公表

- ア 参加表明者は、沖縄県ホームページにて公告した当該委託業務の参加説明書等を持参すること。
- イ 県は、対話当日に、追加の説明書類に加え、5の(3)に掲げる資料の全部又は一部の電子ファイルを提供する予定である。ただし、参加表明者はこれを他者に提供してはならない。
- ウ 参加表明者からの質問に対する回答については、公平性を確保するため他の参加表明者にも公表するものとし、令和元年6月19日（水）までに沖縄県ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>）にて掲示する。ただし、参加表明者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問・回答については、公表することにより、参加表明者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは公表しない。

8 提案書の提出要請

(1) 要請の方法

- ア 期 日 令和元年6月19日（水）
- イ 方 法 要請書を郵送後、参加表明書に記載のあった担当者にメールにて報告する。

(2) 仕様書（案）の修正

4の「参加説明書等に対する質問及び回答」並びに7の「参加表明者との対話の実施」の結果を踏まえ、仕様書（案）を修正する場合がある。なお、修正する場合は、令和元年6月19日（水）までに沖縄県ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>）にて掲示する。

9 提案書等の提出

(1) 提出期間、提出場所及び方法

- ア 期 間 提案書の提出要請日から令和元年7月11日（木）午後5時まで（必着）
- イ 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送等（メール、ファクシミリ等電送は不可。）により原本を提出すること。
- エ 提出部数

(ア) 提案書（別記様式－1～8及び参考見積書）：8部（正1部、副（コピー）7部）

(イ) 業務実績証明資料：2部

① (ア)の提案書とは別冊とすること。

② 提案書に記載した企業、管理者、担当者の業務実績の内容を証明する書類（契約書、仕様書、実施体制表等の写し）を提出すること。

(ウ) (ア)の提案書、(イ)の業務実績証明書を、それぞれを1冊にまとめ、ページ番号を付すこと。

オ 提出先 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課MICEリゾート班

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 8F

担当：又吉

TEL：098-866-2077

(2) 提案書の作成方法

提案書は別記様式－1～8により作成し、参考見積書（内訳書を含むこと。）と共に1冊にまとめ、別記様式－1を表紙として提出すること。また、ページ番号を付すこと。

ア 実施方針等

業務の実施方針、業務フロー（スキーム）、工程計画、その他について、A4版2枚以内に、簡潔に記載すること。

なお、「その他」の欄には、別添の参考資料のうち、「工程表（目安）※特定テーマの該当箇所表示

版」を参照のうえ、特定テーマに関連する工程以外で受託者が実施する工程に関する具体的な方法（調査の対象範囲の設定や調査の手法、県の業務に対する情報支援の体制等）及び官民対話（マーケットサウンディング）の持ち方について、簡潔に記載すること。また、有益な代替案（県と受注者の役割分担を含む。）及び新たな追加項目等があれば記載すること。

イ 特定テーマに対する提案

特定テーマに対する提案を具体的に記載すること。記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現場写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

記載に当たっては、1テーマにつきA4版1枚以内に記載すること。

ウ 参考見積書（内訳書を含むこと。）

提案書の内容（業務の具体的な方法、官民対話の持ち方、有益な代替案及び新たな追加項目等）を反映した参考見積書を1の(7)に示す業務量の目安以下で積算すること。様式は任意とする。消費税及び地方消費税の税率は10%で見積もること。

なお、受注者の選定後、県と受注者とで受注者の提案内容を反映した仕様書の調整を行い、仕様書の確定後、あらためて見積書の提出を依頼する予定である。

(3) 提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(4) 提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、提案書の評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書に明記された提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

10 提案書に関するヒアリング

提案書の内容について、次の期間、場所においてヒアリングを行う。

- (1) 期 間 令和元年7月16日（火）から令和元年7月18日（木）
- (2) 場 所 沖縄県庁会議室
- (3) 機材等 使用不可（資料配付も不可）
- (4) その他 ヒアリングの日時は、提案書の提出要請を行う令和元年6月19日（水）に連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定管理者を含め、提案書の説明が可能な者、あわせて最大5名以内とする。

11 受注者の選定日

受注者は、下記の期日までに選定し、提案書を提出した者に通知するとともに、沖縄県ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>）にて公表する予定である。なお、選定日に変更がある場合には、提案書を提出した者に通知する。

ア 期日 令和元年7月19日（金）（予定）

12 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部または一部を免除することができる。

13 配置予定管理者及び担当者の確認

提案書の特定後、配置予定管理者及び担当者の変更は認められない。ただし、病休、死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、2に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定管理者又は担当者と同様以上の者であるとの発注者の承認を得なければならない。

14 支払条件

精算払いとする。

15 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

16 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加資格のない者の評価又は参加表明書、提案書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。なお、提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (3) 参加表明書又は提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 本業務の受注者（再委託の者を含む。）は、マリンタウンMICEエリアの形成に向けた官民連携（PPP）事業（大型MICE施設及び民間収益施設の整備運営事業（公有地売却等公募を含む。）をいう。）に応募又は参画及び応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等となってはならない。また、受注者（再委託の者を含む。）と資本・人事面等において関連があると認められた者もまた同様とする。なお、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- (5) 参加表明書及び提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び提案書は、選定及び評価点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び提案書は公開しない。
- (7) 本公募にあたり県の公表資料を入手した者は、これを本公募手続以外の目的で使用してはならない。